

社会福祉法人福井市社会福祉協議会表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会表彰規程（以下「表彰規程」という。）第9条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象の要件)

第2条 表彰規程第2条各号に定める表彰の対象となるものは、次の条件に該当するものとする。

(1) 社会福祉施設功労表彰（表彰規程第2条第1号）

民間の社会福祉施設の現職の役職員又は公立の社会福祉施設の現職の職員（現場に従事する者に限る。）であって、その在職期間が役員にあつては8年以上、職員にあつては13年以上で、功績が顕著な者。

(2) 社会福祉協議会・社会福祉団体功労表彰（表彰規程第2条第2号）

福井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）又は別表に掲げる社会福祉団体（以下この細則において同じ。）の現職の役職員であって、その在職期間が役員にあつては7年以上、職員にあつては13年以上で、功績が顕著な者。

(3) 優良地区社会福祉協議会表彰（表彰規程第2条第3号）

設立されて10年以上の地区社協で、その活動が特に優秀と認められるもの。

(4) 退職役職員等社会福祉功労表彰（表彰規程第2条第4号）

社会福祉施設、本会、地区社協又は社会福祉団体（以下「社会福祉施設等」という。）を退職（死亡退職を含む。以下同じ。）した役職員で、特に成績優秀で功績のあった者。在職期間は、第1号又は第2号に定めるとおりであること。ただし、社会福祉施設等から推薦できる期間は、退職の日から1年以内とする。

(5) 永年勤続功労表彰（表彰規程第2条第5号）

社会福祉施設、本会又は社会福祉団体の現職の役職員であって勤続20年以上の者。

(6) ボランティア功労表彰（表彰規程第2条第6号）

社会福祉事業等のボランティア又はボランティアグループとして、ボランティアにあつては過去7年以上、ボランティアグループにあつては、過去5年以上にわたり活動を行い現在も活躍中のものであつて、その活動が他の模範となるもの。

(7) 福祉委員功労表彰（表彰規程第2条第7号）

本会福祉委員設置規程（平成18年4月1日施行）に規定する現職の福祉委員であつて、在職期間が8年以上で、功績が顕著な者。

2 既に、表彰規程に定める本会の会長による表彰（以下「会長表彰」という。）又は社会福祉関係で、福井市長表彰、福井県社会福祉協議会表彰等上位の表彰を受けている者は、表彰の対象から除外する。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号又は第2号の対象として会長表彰を受けた者が、第5号に規定する資格を有すると認められる場合、第5号の対象として会長表彰を受けた者が、第1項第1号又は第2号に規定する資格を有すると認められる場合及び第1項第1号、第2号、第5号又は第6号の対象として会長表彰を受けた者が、第1項第7号に規定する資格を有すると認められる場合は表彰の対象とする。

(感謝対象の要件)

第3条 表彰規程第3条各号に定める感謝の対象となるものは、次の条件に該当するものとする。

(1) 社会福祉事業協助者(表彰規程第3条第1号)

社会福祉事業のため、本会に多額の寄付をした個人又は団体で、その額が2年以内で個人20万円、団体50万円以上のもの。

(2) 福祉教育推進校(表彰規程第3条第2号)

社会福祉事業等のボランティア活動を3年以上にわたり率先して行い現在も活動中のものであって、その活動が他の模範となる学校。

(役員の範囲)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する役職員のうち役員とは、次に掲げるものをいう。

(1) 理事

(2) 監事

(3) 評議員

2 社会福祉施設、地区社協又は社会福祉団体から推薦された役員が、前項第1号に定めのない役職である場合は、表彰審議会において協議する。

(勤続、在職年数の算定)

第5条 被表彰候補者の勤続、在職年数は、原則として当該年度の4月1日現在で算定する。ただし、在職期間が中断されている場合はその在職期間を通算するものとする。

2 非常勤職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

$$\frac{\text{非常勤職員の1月又は1週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の1月又は1週間の勤務日数}}$$

勤続年数×

3 社会福祉施設功労表彰に限り、異なる社会福祉施設の在職年数を通算できるものとする。

(推薦書の様式)

第6条 表彰規程第6条に定める推薦は、次の各号に定める様式により行う。

(1) 社会福祉施設功労表彰 様式1

(2) 社会福祉協議会・社会福祉団体功労表彰 様式2

(3) 優良地区社会福祉協議会表彰 様式3

(4) 退職役職員等社会福祉功労表彰 様式4

(5) 永年勤続功労表彰 様式5

(6) ボランティア功労表彰 様式6

(7) 福祉委員功労表彰 様式7

(8) 感謝(社会福祉事業協助者) 様式8

(9) 感謝(福祉教育推進校) 様式9

(推薦書の作成要領)

第7条 推薦書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 推薦書は、1件ごとに推薦者の記名押印を行うこと。

(2) 氏名には「ふりがな」を付記すること。

(3) 生年月日は必ず年号を記入し、年齢は4月1日現在によること。

(4) 在職年数、勤続年数は、社会福祉に関係あるもののみを記入すること。

(5) 既往における表彰の有無は、受賞年月日、表彰名、功績名等を明記すること。

(6) 功績内容は、明確に箇条書きにすること。

附 則

この細則は平成5年9月10日より施行する。

平成 8年8月21日 一部改正

平成12年8月24日 一部改正

平成17年12月20日 一部改正

平成24年 2月 6日 一部改正

附 則 (平成28年3月24日一部改正)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月1日一部改正)

1 この細則は、平成28年8月1日から施行する。

2 第2条第1項第7号及び第5条の規定にかかわらず、平成28年度に限り平成28年3月31日以前に退任した福祉委員を表彰の対象とする。

附 則 (平成29年3月8日一部改正)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月1日一部改正)

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月 日一部改正)

この細則は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第2条第1項第2号関係)

社会福祉団体
福井市ボランティア連絡協議会
福井市婦人福祉協議会
福井市健康づくり婦人会
福井市老人クラブ連合会
福井市身体障害者福祉連合会
福井市視覚障害者福祉協会
福井市肢体障害者福祉協会
福井市聴力障害者福祉協会
福井市肢体不自由児協会
福井市手をつなぐ育成会
福井市遺族連合会
福井市母子寡婦福祉連合会
福井県せせらぎ会
福井市腎友会
福井市介護者家族の会
公益財団法人 福井市ふれあい公社
公益社団法人 福井市民間幼児教育連盟